

報道関係者各位

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

## 「不動産信託受益権取引マニュアル」を作成

一般社団法人第二種金融商品取引業協会（所在地：東京都中央区日本橋茅場町、会長：鈴木茂晴、会員数：475社）は、「不動産信託受益権取引マニュアル」を作成しました。これは、不動産信託受益権取引の実務において必要となる内容を網羅的に整理したもので、研修のテキストや実務者の手元参考書としての利用を想定した冊子です。

本年度は、この冊子をテキストにした会員向け研修を、6月に東京で、10月に東京・名古屋・大阪・福岡で開催することとしています。

本協会は、昨年作成した不動産信託受益権取引に係る「モデル帳票一式」46帳票と併せて、不動産信託受益権取引を行うに際して必要となるツールを揃えることができたと考えています。今後、会員会社のスムーズな取引の実施に役立つため、会員各社の社内研修に講師派遣を始め新たな施策を企画して行きたいと考えています。

### ■ 「不動産信託受益権取引マニュアル」について

- 【内容】**
- 第1編 基礎知識編
    - (1) 不動産信託の基礎知識
    - (2) 金融商品取引法
    - (3) 宅地建物取引業法
    - (4) 金融商品の販売等に関する法律
    - (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律
    - (6) 個人情報保護に関する法律
    - (7) 不動産信託受益権に関して締結される契約
  - 第2編 実務編
    - (1) 売買（自己私募、自己売買）
    - (2) 仲介（私募の取扱い、売買の仲介）
  - 第3編 資料編
    - (1) 取引フロー
    - (2) 各種業務チェックシート
    - (3) 協会モデル帳票一覧

**【装丁】** A4版、128ページ、2色刷り

**【参考】**

～不動産信託受益権とは～

信託された財産である不動産から得られた収益を受け取る権利及び信託期間が終了したときに元本である不動産を受け取る権利のこと。Jリートや私募ファンドなど不動産証券化において利用される権利である。

～第二種金融商品取引業とは～

金融商品取引法で定める金融商品取引業のひとつで、みなし有価証券である信託受益権や集団投資スキーム持分の売買、売買の媒介・代理、募集の取扱い、私募の取扱い、集団投資スキーム持分の自己募集等の業務のこと。  
これらの業務を業として行う場合、金融庁の登録が必要となる。

**【本件に関するお問い合わせ】**

一般社団法人第二種金融商品取引業協会 総務・会員部会員課  
衣川・浅水 TEL：03-3667-2462